

### (1) 消費者が身につけたい3つの力

「消費者教育の体系イメージマップ」では、重点領域の大項目の1つに「消費者市民社会の構築」があります。これは消費者教育にとって最も重要で、領域全体に関わる内容となります。消費者市民社会において消費者が身につけたい力として、次の3つが記載されています。

消費者市民社会において  
消費者が身につけたい3つの力

- ①消費がもつ影響力の理解
- ②持続可能な消費の実践
- ③消費者の参画・協働

#### ① 消費がもつ影響力の理解

中学生期の目標は「消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう」、高校生期の目標は「生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう」となっています。「買い物はお金の投票」であることを生徒に意識させ、消費者の行動が社会全体に影響を及ぼしていることを理解させます。

#### ② 持続可能な消費の実践

中学生期の目標は「消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう」、高校生期の目標は「持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう」となっています。環境へ配慮した消費行動や商品選択について、生徒に考えさせ実践させます。

#### ③ 消費者の参画・協働

中学生期の目標は「身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう」、高校生期の目標は「身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう」となっています。生徒に、消費者市民社会を構成する一員としての主体的な参画・協働について、考えさせます。

### (2) 消費者市民社会に関連する題材例

#### ① フードマイレージ

Food (食料の)、mileage (輸送距離) で、フードマイレージは「食料輸入重量 × 輸送距離」で算出をします。食料を輸送するときに排出される二酸化炭素が、地球環境に与える影響に着目したもので、食品の生産地と消費地が近ければ、フードマイレージが小さくなります。

私たちが食べている食品は、世界の国々から運ばれてきています。日本の食料自給率が低いことや地球温暖化の問題、地産地消の大切さについてフードマイレージを扱うことで考えさせることができます。

## ② エシカル消費

エシカル (ethical) は、「倫理的な」、「道徳上の」という意味の形容詞で、環境に配慮した商品や社会貢献につながる商品を選択し、そうでない商品を買わない消費行動を指します。日本でも近年、「エシカルコンシューマー」、「エシカルファッション」などの用語が使われるようになってきました。消費者市民社会の形成に向けた消費者教育では、「エシカル消費」は重要なキーワードとなります。

## ③ フェアトレード

フェアトレード (fair trade) とは、「公平な貿易」と訳されており、開発途上国で生産された作物や製品を、適正な価格で継続的に取引し、生産者の生活改善と自立を支え、生産地の環境を保全する貿易の仕組みのことをいいます。

チョコレートの原料を生産しているアフリカのカカオ農園では、児童労働が行われている場合もあり、社会問題となっています。「消費者の5つの責任」の中に、「自分の消費行動が社会(特に弱者)に与える影響を自覚する」があります。弱者に配慮したエシカル消費(倫理的消費)を生徒に考えさせる上でフェアトレードのチョコレートは有効な題材です。

フェアトレード製品は、以前は専門店ではしか購入できませんでしたが、近年では一般企業のフェアトレードへの参加が増え、フェアトレード製品を扱う店が増えてきました。近くのスーパーマーケットなどでも購入できるようになってきていますが、消費者がフェアトレード製品を購入しないと、店は扱わなくなってしまいます。

フェアトレード製品のラベルやマークには、個々の製品につけられる国際フェアトレード認証ラベルや WFTO (世界フェアトレード機関) の認証団体や製品につける WFTO 認証マークなどがあり、これを目安に消費者が選ぶことができます。

フェアトレード認証製品は、フェアトレード・ラベル・ジャパンの web サイトを見ると、参加企業や商品が一覧できます。

※ 山梨県「はじめての消費者教育～小学校における指導のために～」p.18～23 には、大学生が作成したフェアトレード教材が掲載されています。



## ④ カーボンフットプリント (CFP : Carbon Footprint of Products)

商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO<sub>2</sub>に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組みです。環境負荷を定量的に算定しており、CO<sub>2</sub>の排出量を「見える化」(表示)しているため、消費者・事業者ともにCO<sub>2</sub>排出量削減ができます。



出典：CFP プログラム <https://www.cfp-japan.jp/>

## 5 消費者教育ポータルサイト

明日の授業で使える教材が見つかる



消費者庁の web サイトをご覧になったことがありますか？ 2009 年に消費者庁が設置され、消費者行政が一元化されました。ここには消費生活に関わる大量の情報が集まっており、現在、日本で公開されている消費者教育用教材を検索できる便利なサイトがあります。近年では、登録教材数がかなり増加し、冊子教材のほかに、映像教材、オンライン教材など、すぐダウンロードして使える良質な教材が増えてきました。

最初に、消費者庁のトップページを開いてください。「消費者教育ポータルサイト」を探して、クリックしてください。

<http://www.caa.go.jp/>

消費者庁

ホーム

トピックス一覧 新着情報一覧 報道資料一覧

サイト内検索

テーマ別メニュー 消費者庁について お知らせ 政策 法令 刊行物

消費者の方 行政・消費生活相談員の方 事業者の方

- 生命・身体の安全を確保する
- 悪質商法などから身を守るために
- 食品の安全や表示について知る
- 子ども・高齢者の事故・被害を防ぐ
- 表示に疑問を持ったら
- 契約のルールや被害回復の制度を知る
- 消費者教育について知る
- 物価の動向をチェックする

被害にあったら

いつでも188泣き寝入り  
消費者ホットライン

お近くの自治体の窓口をご案内します

被害にあわないために

思わぬ事故を防ぐための  
注意点、リコール情報、  
事故情報のご案内

東日本大震災関連情報

安全・安心のために注意していただきたいこと

生命・身体にかかわる危険 財産にかかわる危険 子どもの事故・危険

関連サイト

- 回収・無償修理等  
消費者庁  
リコール情報サイト
- 消費者庁リコール情報  
サイト（回収・無  
償修理等）
- 事故情報アーカイブ  
システム
- 子ども事故から守  
る1プロジェクト
- 教材・取組・講座  
検索
- 消費者教育ポータル  
サイト（教材・取  
組・講座検索）
- 特定商取引法ガイド
- 特定商取引法ガイド
- 国民生活センター
- 国民生活センター

「消費者教育ポータルサイト」をクリックすると、サイトのトップページが開きます。

消費者庁の web サイトの他のところも是非ご覧ください！！  
授業に役立つ、たくさんの情報が提供されています。



「消費者教育の体系イメージマップ」（本冊子の p.64 参照）を利用した情報の検索ができます。



「領域」ごとに検索できます。  
ここをクリックして  
「領域」を選択！

「ライフステージ」ごとに検索できます。  
ここをクリックして、  
「中学生期」や「高校生期」を選択！

「学校で教える方」のところ  
※次のような種類別に検索できます。

・ 冊子教材	・ 配布資料
・ オンライン教材	・ 映像資料
・ 授業等で使う小道具等	・ 指導書
・ 講座	・ 取り組み

イラスト集も  
充実してきました。  
「消費者庁 イラスト集」で  
検索してみてください！



A 先生：「消費者市民社会」に関する授業をやってみたいのだけど……  
B 先生：最近よく聞くキーワードだけど、どうやって授業をすればいいのかなあ？  
A 先生：そうだ！「消費者教育ポータルサイト」で、教材を検索してみよう！  
B 先生：消費者庁の web サイトを開いて、……ライフステージは「中学生期」、領域は「消費者市民社会の構築」で、「消費者がもつ影響力の理解」を選択してみよう。  
A 先生：すごい！！ **55件\*もヒット！！** ※2016年2月19日現在

# 6 教材の紹介

## (1) 中学生向け教材紹介

中学生向け消費者教育副教材「消費者センスを身につけよう」

消費者庁 2010 年度制作

教材アドレス <http://www.caa.go.jp/information/index9.html>

<キーワード> 携帯電話 インターネット 不当請求 キャッチセールス 商品安全

<活用対象> 中学生（中学生期）

活用教科等：技術・家庭科 社会科 総合的な学習の時間 特別活動など

### <教材紹介>

消費者トラブルや製品事故に遭いそうになった時に、「あれ？何か変だな？」と感じ、冷静になって考え、行動できる力が必要です。消費者教育における「生きる力」となる「消費者センス」をつけようとする中学生向けの教材です。

ダウンロード可能な冊子教材と、映像教材があります。冊子教材には、中学生の消費者相談の内容やなぜトラブルに巻き込まれるのか考えさせる内容となっています（下図参照）。

映像教材（13分）では、「A 携帯電話の落とし穴」、「B 商品を購入するときには～自転車を例に考えよう～」があり、Bでは、自転車を事例として、ネット販売と対面販売の販売方法の比較について考えさせる内容となっています。

※ p.2 と p.3 を掲載

**中学生はこんな消費者トラブルに巻き込まれている！なぜだろう？**

※ 中学生の消費者相談件数は年間7～8千件程度（2009年度調査）。ただし、相談件数に限りなく行われる苦情は全体の4～5%と高われています。実際の件数が届けられた件数の20倍あるとすると、年間10万件以上のトラブルが発生していることになります。

トラブルの種類	件数	金額	割合
1. パソコンや携帯電話によるアダルトサイト利用強制	2100	2700	100%
2. 内容を確認できないサイトの利用強制	700	400	100%
3. 盗撮・盗撮サイト	520	200	21%
4. 携帯小販、占いサイト、アプリなど	300	170	21%
5. 携帯電話サービス	100	60	7%

中学生の毎月金額は10万円くらいが多い！

例1 無料のゲームサイトに登録したら、勝手に課金集めが送られてきた事例（不正請求）

例2 駅弁がいていたら「モデルに似ている」と声をかけられ、モデル事務所とレッスン料などの高額な費用を払ってしまった事例（キックセールス）

## (2) 高校生向け教材紹介

スマートセーフティ～みんなが作る消費者市民社会～

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 2013年度制作

教材アドレス [http://nacs.or.jp/kyoiku/sakusei\\_text/](http://nacs.or.jp/kyoiku/sakusei_text/)

<キーワード> 製品の安全な使い方 取扱説明書 リコール情報

<活用対象> 高校生（中学生期・高校生期・成人期）

活用教科等：家庭科 公民科 総合的な学習の時間 特別活動など

### <教材紹介>

身近な製品事故の再現写真が掲載されており、製品事故の原因や背景が考えられるようになっています。消費者の誤使用や不注意から事故が起こることや、企業や行政の事故防止策について、説明があります。製品事故を防止するにはどうすればよいか、消費者、企業、行政、それぞれの立場でできることを話し合うためのワークシートがついています。冊子教材、ワークシート、指導の手引きがダウンロードできます。

※p.5・p.6 を掲載

**事故は起きている 正しい使い方を知っていますか?**

**正しい使い方**  
ヘアドライヤーを  
使用時は  
電源コードを  
本体に巻くつけて  
片づけていた。

ヘアドライヤーを  
使用中に、  
電源コードの  
つけ根から熱出し、  
焦かされた。  
(2009年)

**Q1** 何からどう起ったの？

**企業** ヘアドライヤーの取扱説明書には  
電源コードについて  
こんなことが書かれています。

**行政** ヘアドライヤーの取扱説明書には  
電源コードについて  
こんなことが書かれています。

**ワーク** 事故の一の原因は電気の過剰な使用や製品の使い方の誤りの中で、電源コードの接続事故を原因に消費財の故障  
ることを防ぐ対策をしよう。

**みんなで作ろう**

「正しい使い方を知らず」のことで起きるこのような事故を防ぐために・・・

- 1 消費者であるあなたやあなたの大切な人は、どうすればよいでしょうか？
- 2 もし、あなたがヘアドライヤーのメーカーや販売店の人だったら、どう対応したいですか？
- 3 もし、あなたが消費者行動の調査員や消費者委員、内閣府大臣だったら、どう解決したいですか？

**こんな事故を防ぎましょう**

電源コードのつけ根を熱くして、焦かされた。1.2009年10月  
電源コードのつけ根を熱くして、焦かされた。1.2009年10月